

## 市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格審査要領（改正後）

（趣旨）

第1 この要領は、市営建設工事入札参加資格者要綱（昭和53年大船渡告示第21号。以下「要綱」という。）第3の規定による、市営建設工事の請負契約に係る入札に参加する者の資格の審査（以下「資格審査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 申請書

市営建設工事入札参加資格審査申請書

(2) 建設業者

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事の許可を受けて建設業を営む者

(3) 市内業者

市内に主たる営業所を有する建設業者

(4) 準市内業者

市内に法の許可を受けた支店又は営業所等を有し、その支店又は営業所等に契約締結権限が委任されており、常時、技術職員及び作業員を保有している建設業者

(5) 入札参加資格審査申請受付システム

資格審査担当者の使用に係る電子計算機と入札へ参加を希望する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し、入札参加資格申請の事務を行うための電子情報処理組織をいう。

（資格審査基準日）

第3 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、市長に提出する要綱第5第1項に規定する申請書及びその添付書類（以下「提出書類」という。）は、申請書を提出する年の1月31日（以下「資格審査基準日」という。）の状況により作成したものとする。

ただし、官公庁が作成するもの又はその写しにあつては、第4各号に規定するところによるものとする。

（提出書類）

第4 第3の提出書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 市営建設工事入札参加資格審査申請書

大船渡市ホームページの入札参加資格審査申請受付システムより申請

(2) 使用印鑑届兼委任状（様式第1号）

(3) 納税証明書（様式第2号）（参考）

市税（申請者が特別徴収義務者である場合は、当該申請者が特別徴収によって納付す

べき市民税を含む)、法人税(個人にあつては所得税)、消費税及び地方消費税(消費税課税事業者に限る)の納税証明書

(4) 総合評定値通知書の写し

総合評定値通知書(法第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)の結果に基づく法第27条の29第1項の規定による通知の書面(以下「総合評定値通知書」という。))で、資格審査基準日の前年9月30日までの1年間に属する日を経営事項審査基準日(経営事項審査を申請する日の直前の営業年度終了の日をいう。以下同じ)とするものの写

(5) 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書(様式第3号)

(6) 技術職員名簿(様式第4号)

法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は法第15条第2号イ若しくはハに該当するものであつて、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者(申請者が法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはその事業主を含む。)を記載したもの

(7) 船舶所有調書(様式第5号)

市営建設工事の漁港工事を希望する者

(8) アスファルトフィニッシャー及びアスファルトプラント所有調書(様式第6号)

市営建設工事の舗装工事を希望する者

(9) 舗装施工管理技術者の資格者名簿(様式第7号)

市営建設工事の舗装工事を希望する者

(10) 経常共同企業体協定書(様式第8号)

経常共同企業体を結成して申請する場合

(11) 経営規模総括表(様式第9号)

経常共同企業体の各構成員について算定される総合評定値通知書の平均値を明記したもの。

(12) 災害緊急時活動実施報告書(様式第10号)

資格審査基準日の年度及び前年度において、災害緊急時に巡回パトロール、救援活動、災害応急工事、災害時障害物除去、家畜伝染病対応に協力した場合

(13) 地域貢献活動実施報告書(様式第11号)

資格審査基準日の年度及び前年度において、無償で道路等及び交通安全施設の清掃、防犯活動、地域行事への参加協力、地域内除雪作業等を実施した場合

(14) 消防団員雇用状況確認書(様式第12号)

資格審査基準日において、消防団員に任命されている者を雇用している場合

(15) 資格審査基準日において、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合には、登録していることを証する書類又はその写し

(16) 障害者の雇用を確認する書類

障害者の雇用の促進に関する法律に基づき障害者の雇用を義務付けられている場合には、公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、その他の者は、資格審査基準日において、障害者を雇用している場合には、障害者手帳等の写しと雇用を証明する書類

(17) 新卒者職員調書（様式第 13 号）

卒業（修了）証書又は卒業（修了）証明書の写しを添付

(18) 資格審査基準日において、いわて子育てにやさしい企業等認証を取得している場合には、取得していることを証する書類又はその写し

(19) 資格審査基準日において、いわて女性活躍認定企業等（ステップ 2）認定を取得している場合には、取得していることを証する書類又はその写し

(20) 資格審査基準日において、事業所として週休 2 日制による 4 週 8 休を実施している場合には、下記①から③まで（変形労働時間制を採用していない場合は①及び②）の書類又はその写し

① 労働基準監督署の受領印のある就業規則（受領印のあるページと休日に関する記載のあるページ）又は労働基準監督署の受領印のある年間休日カレンダー

② 労働基準監督署の受領印のある労働基準法第 36 条に基づく協定届

③ 労働基準監督署の受領印のある変形労働時間制に関する協定届

(21) 資格審査基準日において、子育てサポート企業の認定を取得している場合には、取得していることを証する書類又はその写し

(22) 資格審査基準日において、大船渡市消防団協力事業所の認定を取得している場合には、取得していることを証する書類又はその写し

(23) 市道の除排雪業務及び融雪剤散布業務を資格審査基準日の年度及び前年度において、受託している場合には、受託していることを証する書類及びその写し

(24) その他資格審査に必要な書類

（審査の対象）

第 5 要綱第 5 第 1 項の規定により申請書を提出した建設業者のうち、市内業者及び準市内業者について審査し選定するものとする。

（資格審査基準）

第 6 市営建設工事入札参加資格者の審査は、当該建設業者の資力、能力及び信用等について行うものとし、その内容は要綱第 3 に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（資格者の区分及び格付）

第 7 要綱第 6 第 1 項の規定により資格者名簿に登載された者は、別表 1 の左欄に掲げる工事の種別に応じ、同表右欄に定める等級を付する（以下「格付」という。）ものとする。

2 格付は、経営に関する客観的事項の審査結果に基づく総合評定値及び主観的事項の評定

値との合計により、別表2の左欄に掲げる区分に応じ、同表上欄の工種の種類ごとに定める格付基準数値により行うものとする。ただし、A級に格付するにあたっては、特定建設業の許可を受けており、かつ、2級以上の技術職員3人以上（うち1級2人以上）有していることとする。

3 主観的事項は、申請書の提出のあった年度及びその前年度における、次の各号の評定値の合計により行う。ただし、工事成績の対象については、申請書の提出のあった年度から過去5年間とし、週休2日制による4週8休の実施の対象については、申請書の提出のあった年度とする。

(1) 完成した市営建設工種の種類ごとの工事成績

大船渡市営建設工事成績評定要領（平成12年4月1日施行）に基づく工事成績評定ポイントにより行い、工事成績評定ポイントが二つ以上ある場合は、平均の工事成績評定ポイントによる。（別表3（1））

(2) 指名停止等による減点

市営建設工事に係る指名競争入札における指名停止措置要綱（平成14年11月1日施行）による指名停止等による。（別表3（2））

(3) 災害緊急対応

災害緊急時に協力した場合には、1件あたり10点（上限40点）を加算する。

(4) 地域貢献活動

無償で奉仕活動を実施した場合には、1回あたり2点、消防団員に任命されている者を雇用している場合には、1人あたり5点、保護観察対象者等の雇用に係る協力雇用主として登録している場合には、5点を加算する。（上限45点）

(5) 障がい者雇用

障害者の雇用を義務付けられている者は、法定雇用率を上回っている場合、その他の者は、障害者を雇用している場合には、10点を加算する。

(6) 新卒者継続雇用

次に掲げる者を採用し、資格審査基準日において常勤として継続して雇用している場合には、1人あたり15点（上限45点）を加算する。

ア 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後3年以内の者

イ 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程（在職者訓練を除く。）を終了後3年以内の者

(7) いわて子育てにやさしい企業等認証を取得している場合には、10点を加算する。

(8) いわて女性活躍認定企業等（ステップ2）認定を取得している場合には、10点を加算する。

(9) 事業所として週休2日制による4週8休を実施している場合には、10点を加算する。

- (10) 子育てサポート企業の認定を取得している場合には、10点を加算する。
- (11) 大船渡市消防団協力事業所の認定を取得している場合には、10点を加算する。
- (12) 市道の除排雪業務及び融雪剤散布業務の受託

受託した場合には、1契約あたり10点（上限20点）を加算する。

- 4 新規格付の資格区分は、第2項の規定による計算上の資格にかかわらず、その工事の種別区分の最下等級に格付けするものとする。
- 5 舗装工事については、工事経歴、施工技術、工事用機械のほか、プラントの有無等を勘案して選定するものとする。
- 6 漁港工事については、土木一式工事A級に格付けされる者とし、工事経歴、施工技術、工事用機械のほか、船舶の有無等を勘案して選定するものとする。
- 7 電気工事において、等級区分が別表第1で定めるAについては、市内業者による経常共同企業体及び発注標準額以上の豊富な工事実績を有している準市内業者を格付けするものとする。

（昇格及び降格又は非格付）

第8 要綱第3第1項に該当する場合であっても、次に掲げる事由に該当する場合は昇格させないこと及び降格すること、又は格付けしないことができる。

- (1) 賃金又は下請負代金の不払い若しくは遅滞等により、最近の経営が不健全と認められるとき。
- (2) 過去2年間において、請負契約に関し故意に不誠実な行為をしたことがあるとき。
- (3) 主任技術者又は監理技術者が工事の施工監理について、著しく不適當な行為をしたことがあるとき。
- (4) 工事を適切に施工しなかったため、公衆に危害を及ぼしたことがあるとき。
- (5) 他の同格者と比較して経営経歴、工事経歴等が著しく劣っていると認められるとき。

2 昇格は、第7第2項の規定による計算上の資格にかかわらず直ぐ上の等級に格付けするものとする。

3 次の場合は、格付けしないこととする。

- (1) 技術職員を2人以上有していない者
- (2) 完成工事高が0で経営事項審査を受けた者
- (3) 完成工事高が5,000千円に満たない者
- (4) 市税、法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税を滞納している者

4 前項第3号において、経営事項審査における総合評定値通知書の総合評定値が450点以上で市営建設工事入札参加資格者審査委員会が適当と認めた者は、格付けすることができるものとする。

（発注標準額）

第9 前第7の規定による工事の種別区分に応じて定めた等級ごとに発注標準額（別表4）を定め、その定めるところに従い、入札に資格者を参加させるものとする。

(資格審査の結果通知)

第10 資格審査を終了したときは、その結果を書面により申請書を提出した者に通知するものとする。

(格付の有効期間)

第11 格付の有効期間は、格付年の6月1日から2年間とする。ただし、2年後の格付が行われるまでは、前格付をもってこれに代えるものとする。

(変更申請)

第12 申請書等提出後に次の各号のいずれかに該当するときは、入札参加資格審査申請受付システムにおいて、変更申請を行うものとする。

- (1) 本店等の所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称を変更した場合
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名を変更した場合
- (4) 受任者を変更した場合
- (5) 法の規定に基づく許可の更新、許可換え又は許可区分を変更した場合
- (6) その他提出書類の記載事項に重大な変更があった場合

附 則

この要領は、平成17年1月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年2月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成22年1月27日から施行する。

2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、平成23・24年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、平成21・22年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年1月25日から施行する。

2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、平成25・26年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、平成23・24年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 1 月 30 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、平成 27・28 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、平成 25・26 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 1 月 25 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、平成 29・30 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、平成 27・28 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、令和元・2 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、平成 29・30 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和元年 5 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、令和 3・4 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、令和元・2 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 1 月 26 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査要領は、令和 5・6 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者から適用し、令和 3・4 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 1 月 20 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格審査要領は、令和 7・8 年度市営建設工事請負契約入札参加資格者から適用し、令和 5・6 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の市営建設工事の請負契約に係る入札参加者の資格審査要領は、令和 9・10 年度市営建設工事請負契約入札参加資格者から適用し、令和 7・8 年度市営建設工事請負契約競争入札参加資格者については、なお従前の例による。

別表1（第7第1項関係）

工事の種別	等級
土木一式工事	A B C D
建築一式工事	A B
舗装工事	A B
法面処理工事	全工事
電気工事	A B
管工事	A B
漁港工事	全工事
塗装工事	全工事
造園工事	全工事
板金工事	全工事
水道工事	全工事

別表2（第7第2項関係）

格付基準数値

等級	工事の種類		
	土木一式工事	建築一式工事	管工事
A	940点以上	850点以上	700点以上
B	939点から790点	849点以下	699点以下
C	789点から680点		
D	679点以下		

別表3（第7第3項関係）

（1）工事成績

区 分	工事成績評定点のある者
評定値	$(\text{工事成績評定点} - 65) \times 2 + \alpha$ 注) 1 「65」: 工事成績評定点の基準点数 2 「2」: 主観的事項評定値のウエイト (係数) 3 $\alpha$ : 1点～26点 下記(2)により加点 4 申請書の提出のあった年度から過去5年間における工事成績評定点を使用する。 5 特定共同企業体施工に係る工事成績評定点は、各構成員とも同一の工事成績評定点とみなす。 6 工事成績評定点が二つ以上ある場合は、平均の工事成績評定点とする。 7 小数点以下の数値は、四捨五入し整数とする。

（2）工事成績評定過去5年平均75点から100点に応じて加点

- ・ 75点以上 80点未満      1点～5点 (加点幅1点)
- ・ 80点以上 85点未満      6点～10点 (加点幅1点)
- ・ 85点以上 90点未満      11点～15点 (加点幅1点)
- ・ 90点以上 95点未満      16点～20点 (加点幅1点)
- ・ 95点以上 100点未満    21点～25点 (加点幅1点)
- ・ 100点                      26点

（3）指名停止等

区 分	指名停止	文書警告
評定値	指名停止月数 × (-10点)	文書警告件数 × (-10点)

別表4（第9関係）

工事の種別	等級	発注標準額
土木一式工事	A	40,000千円以上
	B	20,000千円以上40,000千円未満
	C	8,000千円以上20,000千円未満
	D	8,000千円未満
建築一式工事	A	50,000千円以上
	B	50,000千円未満
舗装工事	A	15,000千円以上
	B	15,000千円未満
電気工事	A	13,000千円以上
	B	13,000千円未満
管工事	A	13,000千円以上
	B	13,000千円未満